平成２０年（フ）第５４６号
奈良県宇陀市室生区染田192、住民票上の住所奈良県大和郡山市矢田町5512番地35
破産者　勝田　誠一
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第８２５号
静岡市清水区折戸473番地の17
破産者　平岡　　茂
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８２６号
静岡市清水区折戸473番地の17
破産者　平岡由起子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２２８号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字中町１番地の４
破産者　関山　敏男
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３２０７号
名古屋市東区大幸南２丁目２番２―201号サンハイツ鍋屋上野
破産者　吉野　弘恭
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２１号
愛知県尾張旭市東栄町１丁目16番地30　シャルマン101号
破産者　船倉孝次郎
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６６号
神戸市須磨区中落合１丁目１番410―106号
破産者　平　　悦夫
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１９８５号
広島県東広島市福富町上戸野2504―２、住民票上の住所広島県廿日市市沖塩屋３丁目３番３号
破産者　中田　　武
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4171番地１アークヒルハマショウ302号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市紫原７丁目34番24号
破産者　上山　芳江
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第１２７号
青森市大字浪館字志田13番地14、破産手続開始決定時の住所青森市金沢３丁目21番１号
破産者　高畑　清智
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成１８年（フ）第１９０号
宮城県柴田郡柴田町槻木上町１丁目３番24号
破産者　平間　幸雄
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４７号
宮城県柴田郡柴田町大字本船迫字上町56番地１―203号
破産者　赤間　　博
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第２８７９号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港９号棟901号室、開始決定時の住所横浜市保土ヶ谷区権太坂１丁目２番12―705号
破産者　岡崎　聖一
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０９９号
京都府宇治市宇治下居148番地の26、事業所の元所在地京都府宇治市小倉町西浦88―59
破産者　ミキ薬品小倉店こと　井上　博文
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１８年（フ）第８５２号
長崎県長崎市向町1160番地
破産者　筒井　壽雄
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第３３０号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字雷平210―15、住民票上の住所青森県八戸市大字尻内町字メドツ河原12番地10
破産者　三浦　京子
1　破産債権の届出期間　平成21年11月11日まで
2　一般調査期日　平成22年１月15日午前11時
平成21年10月21日
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
青森県八戸市大字鮫町字金屋45番地65、前住所青森県八戸市大字鮫町字下松苗場14番地76
破産者　島村　　勲
1　破産債権の届出期間　平成21年11月11日まで
2　一般調査期日　平成22年１月15日午前10時30分
平成21年10月21日
青森地方裁判所八戸支部破産係